

# 登米市にぎわい回復支援補助金 募集要領【第3期】

## 募集期間

令和4年6月27日（月）～11月30日（水）

令和4年6月

登米市 産業経済部 地域ビジネス支援課



# 背景・目的

○新型コロナウイルス感染症拡大により、商店街等のにぎわいが落ち込んでいる中、経済のV字回復に向けた機運を醸成し、地域経済の活性化を応援するため、**ウイズコロナに対応した形でのイベント（オンラインマルシェ等）や消費喚起策で景気回復を図る事業**を支援することを目的とします。

# 実施イメージ

**新型コロナウイルス感染症の感染防止のための必要な対策を講じた上で、市内のにぎわい回復に取り組む事業に対し、事業費の一部を補助します。**

## 【対象取組の例】



- ・にぎわい回復を図るイベント等の開催
- ・キャンペーンの実施
- ・チラシ等の発行



- ・商店街等での集客イベントの開催
- ・ドライブスルーでの商品販売フェア



- ・商店街等の共通商品券等の発行
- ・スタンプラリー等店舗周遊の仕掛けづくり



- ・来街者に過密防止を求める広報の強化や商店街等の安全性のPR

# 事業スキーム

## 1. 補助対象者

- ① 商店街等組織（商店街、商店会等）
- ② 法人化されていない商店街等（小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているもの）を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの

- 単独の民間会社は対象となりません。
- 補助対象となる商店街等組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断します。

## 2. 補助額・補助率

○ 補助額：**上限額 100万円**（下限額 10万円）

○ 補助率：2 / 3 以内

### 【例】

- ① 補助対象経費 150万円の場合  $150万円 \times 2/3 = 100万円$
- ② 補助対象経費 180万円の場合  $180万円 \times 2/3 = 100万円$  (上限)  
※180万円の2/3は120万円ですが、補助金の上限は100万円となります。
- ③ 補助対象経費 15万円の場合  $15万円 \times 2/3 = 10万円$  (下限)
- ④ 補助対象経費 12万円の場合  $12万円 \times 2/3 = 対象外$   
※12万円の2/3は8万円となり、下限額に達しませんので対象外となります。

### 3. 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症防止のための必要な対策を講じた上で、商店街等組織が主体となり実施する商店街等のにぎわい回復を図る事業が対象です。

#### 【対象取組の例】

- ・にぎわい回復を図るイベント等の開催（オンラインマルシェ等）
- ・キャンペーンの実施
- ・消費喚起を図るチラシ等の発行
- ・商店街等の共通商品券の発行
- ・商店街等の割引クーポン券の発行
- ・スタンプラリー等店舗周遊の仕掛けづくり
- ・過密防止を求める広報の強化や商店街等の安全性のPR など

- 既存の事業は対象となりません。新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだにぎわいの回復のため、新たに取り組む事業が対象となります。

※既存の事業に新たな取り組みを加えることで、商店街等のにぎわい回復につながる場合は対象となります。

- すでに実施済（実施中）の事業であっても、4月1日以降に実施した事業であれば補助対象となります。

※補助対象事業との同一性があり適正と認められる場合

#### スケジュール

**令和5年2月28日までは事業を完了**

（経費の支払いを含む） させてください。

4月・5月・6月・7月

8月

9月～2月

3月

申請期間  
6/27～11/30

実績報告

補助金  
支払

事業実施期間  
4/1～2/28

# 新型コロナウイルス感染症防止のための必要な対策

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための必要な対策を講じた上で、おこなう事業が補助対象となります。
- ・対策等に関しては、以下を参考ください。

## 【参考】新型コロナウイルス感染症防止のための必要な対策

※市HPにリンク（URL）を掲載しています。

### ○商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針

《全国商店街振興組合連合会》

### ○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続の

ためのガイドライン 《（一社）日本フードサービス協会（一社）全国生活衛生同業組合中央会》

### ○イベント開催等における「感染防止安全計画」等について

《宮城県復興・危機管理総務課企画調整班》

## 【推奨】新型コロナウイルス感染症防止のため以下の取り組みを推奨します。

### ○宮城県が発行している「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗またはイベント会場に掲示している。《宮城県 食と暮らしの安全推進課》

例：新型コロナ対策実施中ポスター



### ○宮城県が作成した認証基準を満たした店舗に、発行している「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」の認証ステッカーを掲示している。

《宮城県 食と暮らしの安全推進課》

例：みやぎ飲食店コロナ対策認証店ステッカー



## 4.補助対象経費

補助事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

| 対象経費          | 経費の内容   |
|---------------|---|
| 消耗品費          | 事業を行うために必要な事務用品等の消耗品、ノベルティグッズ(事業の宣伝効果が見込まれる無料配付記念品)の購入に要する経費<br>※補助事業での使用が特定できないものは補助対象外。             |
| 印刷製本費         | 事業を行うために必要な印刷物(イベント告知のポスター・チラシ、マップ、抽選券、クーポン券等)の製作に要する経費   |
| 通信運搬費         | 郵便、運送等に要する経費  |
| 手数料           | イベント保険料、申請手数料等  |
| 委託料           | 事業の運営や管理の一部を業者へ委託するなどの委託料<br>※補助事業者内の内部委託、補助対象経費全体の2分の1以上を占める委託料は対象外                                  |
| 使用料・賃借料・借上料   | 会場使用料、店舗賃借料、ソフトウェア利用料等  |
| 謝金            | 事業を行うために必要な専門家のアドバイス、講演、イベント出演者等に対する謝金として専門家や出演者、プロダクション等に支払う経費<br>※補助事業者、事業を実施する商店街等の関係者に対する謝金は補助対象外 |
| 広告宣伝費         | 事業を行うために必要な広報を行うために必要な経費(新聞折込広告、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオCM、HP製作、案内看板・のぼり・フラッグ等の作成等に係る経費)                    |
| 割増商品券等の割増相当分  | 割増商品券等の換金総額のうち割増相当分<br>※未換金分は補助対象外  |
| 割引クーポン等の割引相当分 | 割引クーポン等の換金総額のうち割引相当分<br>※未換金分は補助対象外   |

### ※補助対象とならないもの

補助対象経費に係る消費税等

補助事業で使用したものとして明確に区分できない経費

他団体等への負担金、助成金等の支出

補助対象者の運営に係る経常経費、構成員に対する個人給付、食料費、備品購入費、工事請負費 など

# 応募（申請）方法

## 1. 応募（申請）期限

令和4年6月27日（月）～11月30日（水）

□途中で予算上限に達した時は、以降の募集（申請受付）を締め切らせていただく場合があります。

## 2. 応募（申請）提出書類

1. 補助金等交付申請書（様式第1号）《市HPにワードファイル・記載例を掲載しています》

2. 収支予算書（様式第2号）《市HPにワードファイル・記載例を掲載しています》

3. 見積書（対象経費分）

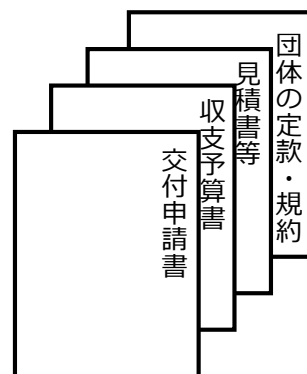
※すでに実施済の事業については、請求書及び領収書等の写し

4. 団体の定款・規約

5. その他市が必要と認めるもの

（事業者の概要及び活動内容がわかる資料

（構成員名簿や事業報告書等）を想定しています）



## 3. 提出先

登米市 地域ビジネス支援課  
にぎわい回復支援補助金担当 あて

〒987-0602  
登米市中田町上沼字西桜場18番地

※原則郵送にてご提出ください。



# 留意事項

## 補助金は後払い制

- 補助金は原則、後払い制（精算払）です。
- 例えば、総額100万円の事業で2/3補助がある場合でも、まず補助事業者において、100万円を支出いただく必要があります。



## 概算払い（先払い）も可能

- 希望される方は交付決定後、先払いで対象経費を受け取ることも可能です。
- 概算払い額と実績額で、差額が発生した場合は差し引き分を返還していただきます。

## 発注・支払時期に注意

- 補助金は、事業期間が決まっています。この事業期間内に発注・支出した経費以外は、認められないこともあります。
- 例えば、事業期間9/1～翌2/28の場合。8/31の発注や3/1に支出したものは、補助金の対象外になる可能性があります。

## 事業経費の適切な管理

- 事業で使用する（使用した）経費の適切な管理をお願いします。報告書や支出証憑類を提出する必要があります。
- 提出書類に不備があったり、事業の目的外に支出されていた場合や、**事業で使用したものとして明確に区分できない経費**は補助金の対象外となる場合があります。

## 応募（申請）にあたって

円滑な事業開始のため、申請（事業実施）をご検討の際は、事業内容や対象経費について、事前にご相談を行っていただくようお願いいたします。

## お問い合わせ

登米市 産業経済部 地域ビジネス支援課 （にぎわい回復支援補助金 担当）  
〒987-0602  
登米市中田町上沼字西桜場 18番地 （登米市役所中田庁舎 2階）  
TEL 0220-34-2706  
MAIL [chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp](mailto:chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp)